

昨年の景気悪化の影響で会社の経営がきびしく、2カ月の給料の遅配もあり不安に思っていました。会社が倒産してしまいました。経営者には支払い能力がなく、賃金と退職金が支払われていません。このような場合どのような対処すればよいのでしょうか。

(男性元会社員・40代)

## 賃金と退職金が支払われず

連合がズバリ回答

### サラリーマン

### サバイバル術

会社が倒産して賃金、退職金が支払われない場合、賃金は労働債権として労働者に請求する権利があります。しかし、会社が倒産し、社長も当事者能力に欠け、最悪の場合に夜逃げしてしまふということも中小企業ではあります。使用者に支払わせることが望ましいのですが、どうしても支払われない場合には、「賃金の支払の確保等に関する法律」(略して賃確法)に基づく立て替え払い制度を利用する方法があります。

立て替え払いの対象となる

のは、会社が倒産して退職した場合となります。倒産の確認は、①破産②特別清算③会社整理④民事再生⑤会社更生の申請で、この場合は管

財人等に倒産の事実等を証明してもらふ必要があります。また、法的な手続きがとられていなくても、事実上事業活動が停止して再開する見込みがなく、かつ、賃金支払い能力がないことを労働基準監督署長が認定した場合も対象となります。

ただ、この立て替え払いには一定の制限があります。

勤めていた会社が労災保険の適用事業で、1年以上にわたって事業活動を行ってきたことが必要です。また、倒産認定日の6カ月前から1年6

## 立て替え払いの対象は会社が倒産し退職した場合

カ月後までの間に退職した労働者という条件があるほか、退職日の6カ月前の日からの毎月支払われる「定期賃金」と労働協約もしくは就業規則で定められている「退職手当」がその対象となります。したがって、一時金(賞与)や解雇予告手当は含まれません。さらに、この立て替え払いを受けることができる金額は、未払い賃金総額の80%で、退職時の年齢に応じて30歳未満は88万円、30〜45歳は176万円、45歳以上は296万円という上限もあります。

申請は、倒産について法的手続きが行われている場合は労働福祉事業団で、事実上の倒産で労基署での倒産認定が必要な場合は、労基署にすることになります。

(中央アドバイザー 田島 恵一)

サラリーマンの相談に日本労働組合総連合会の専門スタッフが答えします。職業、年齢を明記し、〒100-8160 夕刊フジ報道部「サラリーマン サバイバル術」係、メールの場合はyufuji@zakzak.co.jpまで。匿名でも受け付けます。